平成２１年（フ）第１２３７号
広島市西区天満町６番８―912号
債務者　児玉　　晃
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３８号
広島市安芸区船越６丁目24番13号
債務者　山根　五月（旧姓奥本）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００８号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目24―３、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町大字井野155番地３
債務者　坂口　幸治
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５号
福岡県久留米市津福今町404番地21　山崎ビル507号
債務者　深町久美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５１７号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目２番５号穂満ビル302号
債務者　福留　信一
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
北海道余市郡余市町美園町14番地の３
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１７２号
福島県いわき市錦町入原51番地の16
債務者　古川　　実
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１７５号
福島県いわき市内郷高坂町桜井93番地の156
債務者　宮本　博文
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１８２号
福島県いわき市小名浜大原字堀米176番地の１
債務者　吉田　政春
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１０４号
山口県柳井市新庄2776番地１
債務者　中道　健治
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第４１９号
長崎県長崎市西山本町22番８号　コーポおさむら302号
債務者　深井　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
長崎県長崎市片淵２丁目13番３号
債務者　竹内　敏浩
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷267番地２
債務者　井手　正子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
長崎県長崎市西山１丁目19番７―101号、旧住所長崎県諫早市馬渡町17番地２
債務者　濱口　憲孝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
宮崎県日向市大字塩見13177番地１
債務者　髙原　忠光
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地49ダイヤパレス志賀高原908、前住所さいたま市岩槻区大字小溝1055番地12
債務者　高橋　照明
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１号
広島県尾道市向島町5127―７　ハイツ宗近Ｂ―103号、住民票上の住所広島県尾道市向東町2162番地
債務者　八尾誠一郎
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係